

報告第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山正隆

専決処分事項	令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)
理 由	令和4年度の事業費が確定したことにより、繰入金、地方債等の額が確定したので、予算の補正を要するため。

令和4年度

有田川町簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号)

令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度有田川町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,761千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ531,833千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,135	1,035	2,170
	1 分担金	935	1,056	1,991
	2 負担金	200	△21	179
2	使用料及び手数料	178,313	3,638	181,951
	1 使用料	178,195	3,572	181,767
	2 手数料	118	66	184
3	繰入金	288,733	△29,247	259,486
	1 繰入金	288,733	△29,247	259,486
5	諸収入	36,417	1,213	37,630
	1 雑入	36,417	1,213	37,630
6	町債	66,100	△16,400	49,700
	1 町債	66,100	△16,400	49,700
	歳 入 合 計	571,594	△39,761	531,833

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	60,133	△4,873	55,260
	1 総務管理費	60,133	△4,873	55,260
2	施設費	236,074	△31,624	204,450
	1 水道施設管理費	113,029	△11,071	101,958
	2 水道施設整備事業費	123,045	△20,553	102,492
3	公債費	272,387	△264	272,123
	1 公債費	272,387	△264	272,123
4	予備費	3,000	△3,000	0
	1 予備費	3,000	△3,000	0
	歳 出 合 計	571,594	△39,761	531,833

第 2 表
変 更

地 方 債 の 補 正

(単位:千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業	28,000	証書借入	3.5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	20,000	証書借入	3.5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
簡易水道事業 (公 営 企 業 会 計 適 用 債)	10,100	〃	〃	〃	9,700	〃	〃	〃
過疎対策事業	28,000	〃	〃	〃	20,000	〃	〃	〃

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 分担金及び負担金	1,135	1,035	2,170
2 使用料及び手数料	178,313	3,638	181,951
3 繰入金	288,733	△29,247	259,486
5 諸収入	36,417	1,213	37,630
6 町債	66,100	△16,400	49,700
歳入合計	571,594	△39,761	531,833

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 60,133	千円 △4,873	千円 55,260
2 施設費	236,074	△31,624	204,450
3 公債費	272,387	△264	272,123
4 予備費	3,000	△3,000	0
歳 出 合 計	571,594	△39,761	531,833

2 歳 入

1 款 分担金及び負担金

1,035千円

1 項 分担金

1,056千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 水道加入分担金	千円 935	千円 1,056	千円 1,991
計	935	1,056	1,991

1 款 分担金及び負担金

1,035千円

2 項 負担金

△21千円

1 負担金	200	△21	179
計	200	△21	179

2 款 使用料及び手数料

3,638千円

1 項 使用料

3,572千円

1 水道使用料	178,195	3,572	181,767
計	178,195	3,572	181,767

2 款 使用料及び手数料

3,638千円

2 項 手数料

66千円

1 手数料	118	66	184
計	118	66	184

節		説	明
区 分	金 額		
1 水道加入分担金	千円 1,056	水道課 水道加入分担金	千円 1,056

1 負担金	△21	水道課 工事負担金	△21

1 現年水道使用料	3,184	水道課 現年度分	3,184
2 滞納繰越分	388	水道課 滞納繰越分	388

1 手数料	66	水道課 指定工事事業者指定申請手数料 給水開始手数料 新規申込手数料 設計審査手数料 検査手数料 証明手数料	△10 13 14 26 26 △3

3款 繰入金
1項 繰入金

△29,247千円

△29,247千円

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	千円 288,733	千円 △29,247	千円 259,486
計	288,733	△29,247	259,486

5款 諸収入
1項 雑入

1,213千円

1,213千円

1 雑入	36,417	1,213	37,630
計	36,417	1,213	37,630

6款 町債
1項 町債

△16,400千円

△16,400千円

1 水道事業債	66,100	△16,400	49,700
計	66,100	△16,400	49,700

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	千円 △29,247	水道課 一般会計繰入金	千円 △29,247

1 雑入	1,213	水道課 雑入 水道機械設備損害保険金 違約金	△9 738 484

1 水道事業債	△16,400	水道課 簡易水道事業債 過疎対策事業債 簡易水道事業債（公営企業会計適用債）	△8,000 △8,000 △400

3 歳 出

1 款 総務費

△4,873千円

1 項 総務管理費

△4,873千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 60,133	千円 △4,873	千円 55,260	千円	千円 △400	千円 388	千円 △4,861
計	60,133	△4,873	55,260	0	△400	388	△4,861

2 款 施設費

△31,624千円

1 項 水道施設管理費

△11,071千円

1 水道施設管理費	113,029	△11,071	101,958			1,035	△12,106
-----------	---------	---------	---------	--	--	-------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △1,562	水道課 会計年度任用職員報酬	千円 △1,562
3 職員手当等	△440	総務課 時間外勤務手当 水道課 会計年度任用職員期末手当	△261 △179
4 共済費	△331	総務課 職員共済組合負担金（職員） 水道課 社会保険料 雇用保険料	△6 △307 △18
8 旅費	△71	水道課 普通旅費 会計年度任用職員費用弁償	△14 △57
10 需用費	△131	水道課 消耗品費 修繕料（物品等）	△111 △20
12 委託料	△1,938	水道課 地方公営企業法適用支援業務委託料 簡易水道事務委託料	△354 △1,584
22 償還金利子及 び割引料	△50	水道課 過誤納付還付金	△50
26 公課費	△350	水道課 簡易水道事業消費税	△350

10 需用費	△2,882	水道課 燃料費 光熱水費（電気代） 光熱水費（上下水道代） 医薬材料費 修繕料（自動車） 修繕料（物品等）	△296 △323 △1,075 △623 △145 △420
11 役務費	△4,543	水道課 通信運搬費（通信） 手数料（自動車） 施設設備保守点検料 保険料（自動車） 水質検査手数料	△613 △59 △11 △9 △3,851

2款 施設費

△31,624千円

1項 水道施設管理費

△11,071千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	113,029	△11,071	101,958	0	0	1,035	△12,106

2款 施設費

△31,624千円

2項 水道施設整備事業費

△20,553千円

1 水道施設整備事業費	123,045	△20,553	102,492		△16,000	729	△5,282
計	123,045	△20,553	102,492	0	△16,000	729	△5,282

3款 公債費

△264千円

1項 公債費

△264千円

1 元金	245,186	△241	244,945			3,250	△3,491
2 利子	27,201	△23	27,178				△23
計	272,387	△264	272,123	0	0	3,250	△3,514

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △1,858	水道課 施設設備管理委託料 量水器交換業務委託料 漏水調査委託料	千円 △1,068 △50 △740
13 使用料及び賃借料	△2	水道課 電柱共架料	△2
15 原材料費	△335	水道課 原材料費	△335
18 負担金補助及び交付金	△1,451	水道課 水道施設維持管理業務負担金	△1,451

12 委託料	△12,961	水道課 調査設計等業務委託料 システム移設設定等委託料	△12,477 △484
14 工事請負費	△7,592	水道課 簡易水道施設整備事業	△7,592

22 償還金利子及び割引料	△241	水道課 過疎対策事業債 簡易水道事業債（公営企業会計適用債）	△1 △240
22 償還金利子及び割引料	△23	水道課 過疎対策事業債 簡易水道事業債（公営企業会計適用債）	△1 △22

4款 予備費

△3,000千円

1項 予備費

△3,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 3,000	千円 △3,000	千円 0	千円	千円	千円	千円 △3,000
計	3,000	△3,000	0	0	0	0	△3,000

節		説明
区分	金額	
	千円	千円